

令和2年2月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和2年2月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和2年2月28日(金) 午後1時30分から午後3時57分

2 場 所 大手公民館 大会議室

3 出席農業委員 21人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	7番	小林 弘也
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
11番	窪田 英明	12番	塩原 忠
13番	田中 悦郎	14番	柳澤 元吉
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
20番	古沢 明子	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎		

4 欠席農業委員 5人

6番	金子 文彦	10番	岩垂 治
15番	長谷川直史	21番	波多腰哲郎
26番	堀口 崇		

5 出席推進委員 7人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推5番	太田 辰男
推11番	上條 一利	推15番	波田野裕男
推17番	森田 大樹		

6 議 事 (組織に関する事項)

(1) 議 案

農業委員の辞職に対する同意の件…………… (議案第196号)

7 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第173号～第177号)

イ 農用地利用配分計画案の承認の件…………… (議案第178号)

ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第179号～第181号)

エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第182号、第183号)

オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第184号～第190号)

カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件…………… (議案第191号)

キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件

…………… (議案第192号～第195号)

(2) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 公共事業の施行に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

8 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

人・農地プランの実質化の推進について

(2) 報告事項

- ア 令和元年度家族経営協定締結状況について
- イ 令和元年度農地所有適格法人の要件等確認結果について
- ウ 山林化農地に関する非農地判断の結果について
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

9 その他

10	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 査	中野 雅年
		〃	主 任	青柳 和幸
		〃	事 務 員	大島のぞみ
		農 政 課	係 長	東山 睦子
		〃	主 任	羽入田未咲
		〃	主 事	川嶋 遥
		〃	主 事	宇治 樹
		西部農林課	主 査	赤羽 誠
		松本農業改良普及センター	課長補佐	小川 章

11 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

12 会長あいさつ 小林会長

13 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

14 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 17番 濱 博 委員
- 18番 前田 隆之 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

15 会議の概要

議長

それでは、予定を変更いたしましたして、最初に、本日配付いたしました追加の次第と議案に基づきまして議事を進めてまいります。

議案第196号 農業委員の辞任に対する同意の件について、事務局の説明をお願いいたします。

局長。

山田局長

今日お配りしました追加の資料を御覧いただきたいと思います。

農業委員の辞任に対する同意の件。

同意案としまして、このたび下記委員から委員辞任の申出があったため、農業委員会等に関する法律第13条の規定に基づき、本委員会の同意を求めるものです。

当該議員は古沢明子委員です。

辞任願は2月17日に私どものほうに提出がありました。

留意事項としまして、この後同意をもらった後に、市長までの決裁のほうになります。それをこの後粛々と進めてまいるという予定になっております。

関係条文につきまして、6番に記載のとおりでございます。

4番の事由については、ご本人のほうから説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局長からの説明がありました。

それでは、当事者でございます古沢委員に説明をいただきます。お願いします。

古沢農業委員

貴重な時間をいただきまして大変恐縮しております。本件について私の考えと結論に至った経過についてご説明したいと思います。よろしく申し上げます。

私は当初、農業委員としての両立が可能と考えて市議会議員に立候補することを決意いたしました。農業委員会の総会においても、委員の皆様から、両立が可能かどうかよく考えて身の振り方を考えるべきとご忠告をいただきましたので、私としては精一杯考えて結論を出したつもりです。

しかし、昨年5月から市議会議員に就任してみると、議会会期中以外にも様々な会議や行事、イベントなどがたくさんあり、議員になる前には見えてなかったものが見えてまいりました。そのため、農業委員会の総会等も欠席したり、農業委員会の重要なイベントに参加できない事態も出てまいりました。今となっては、ただただ自分の判断や認識の甘さを恥じるばかりでございます。

農業委員会の委員の皆様や梓川地区の委員の皆様にこのままご負担をおかけして農業委員活動を続けることが誠実なことなのか、しばらくの間、自分に問いかけ続けておりました。そして、このような結論に至りました。

ここで身を正し、今までにも増して議員活動に専念し、私が実現したかった松本市の農業振興と農業者の明るい未来の実現に向けて行動することが皆様のご期待に応える唯一の道と考えました。

皆様に対しましては、前言を翻し、農業委員の活動を投げ出すことになることを深く反省しておりますが、議員として農業委員会の活動を少しでも支えていきたいと思っております。

地区の皆様をはじめ、農業委員会の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、どうかこの私の結論を尊重していただけますよう、勝手ながらお願い申し上げます。

以上です。

議 長 ただいま事務局と、それから古沢委員から説明がありましたが、委員の皆様による審議をお願いいたします。

このことに対しまして質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 いいですか。
局長。

山田局長 私のほうから若干補足をさせていただきたいと思えます。

皆さんがご心配されるのは、辞めた場合、空席をどうするんだという部分もあろうかと思いますが、これは一番は地元の了解というか、意見を尊重してやっていかなきゃいけないと思ひまして、早々に、地元の推選団体ですかね、その地区の代表の方に集まっていただいて、今回の件についてご説明をし、ご理解をいただく調整を進めております。

具体的には、辞めたから、もう後は知らないというんじゃないで、今後も議員として農業委員会の事業に積極的に協力するということで、残る3人の推進委員さんと二村委員を後方で支えながら、梓川地区は何とか回していただけるんじゃないかと、そういうふうな方向で私ども考えておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思ひます。

以上です。

議 長 ただいま局長から補足の説明があったわけでありましたが、どうですかね、委員の皆様からご意見ありましたら。

お願いします、前田委員。

前田農業委員 委員会の構成が変わるといいますか、そのときにも私、ちょっと発言したんですけども、今回の農業委員の構成が変わったときに、市議会の議員が前は3名入っていましたよね。ということで、私は市議会と農業委員会が手を携えて、農業振興のためにやっていくということは非常に大事なことです。ただ、現在の農業委員会の構成については、私、マイナスの面がある、そこまで言った覚えがあるわけですけども、今回、一番要となる古沢さ

んが辞めてしまうということになると、そうすると、大事な一番の要というか、それを失ってしまうという、そういうことにもなるわけです。

この前の活性化研修会のときにもお聞きしましたが、やっぱり国の思うとおりにやっても、農業は守っていけないということがかなりはっきりしてきていると思うんですね。こういう時期に、市議会と農業委員会が手を携えてきちっとやっていくということは非常に大事なことで、そのところの一番絆になる部分を失ってしまうということは、非常に大きな農業に対しての損失というか、そういう問題が私、あると思うんです。

だから、例え、このことが通ったとしても、そのところの絆をやっぱり農業委員会のほうから積極的にというわけにいかないかもしれませんので、古沢さんのほうから、できたら定期的に何か会長さんとか、そういうところへ連絡を取るとか、うまくいけば、一番いいのは会議に出席してもらうことが一番いいわけですが、そこら辺の一番農業の困っていることとか、そういう辺りなんかにつきましても、意思疎通が市議会と、それから農業委員会との間できちっとできるように、これからそのことが非常に必要かなと思っていますので、もうちょっとやっぱり将来の展望を見ながら、大事な絆を残しておくというふうな、そのところをはっきりさせて、それでこの議案について採決していくというのが大事かなと思います。

以上です。

議 長 今、前田委員から貴重なご意見を伺ったわけでありましたが、このことに対して、委員の皆さんでご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

二村委員。

二村農業委員 私、農協の推薦ですけれども、梓川の農業委員としてちょっとお話しさせていただきます。

今回のお話を聞き、地区の3人の推進委員の方と本当にいっぱいいろいろなお話をして、これからも古沢さんは様々な面でお骨折りをいただいて、地区のために協力をしていただけるよう、私たちからもお願いをしております。

もちろん私もできることは精いっぱいやるんですが、これから、困ることがあれば、古沢さんのほうにも相談するということで、地区としては今回の古沢さんの意見を尊重して進めるということになりましたので、どうかそのところはよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

中川委員。

中川農業委員 失礼します。私は、辞任に関する同意の件、私は同意しません。理由を申し上げます。

まず、この4番の事由、これ、古沢さんのご説明が説明になっていらい

やらない。なぜかといいますと、市会議員と農業委員が両立できないとおっしゃいましたが、それを言うならば、私もぶどう農家と農業委員両立できません。私も辞めないといけないと思います。

本人が辞任と言うなら仕方ありませんけれども、確かに梓川地域のいろいろな事情を見ると、やっぱりいろいろな案件が重なって、回っていないと、そんな話も聞きますが、そこは両立というやつで、それを言うなら、私も里山辺は全然回ってないです。私も辞任しなくちゃいけない。そういう思いでおります。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

今、お三方から大変貴重な意見というか、本当にいいお言葉を頂いたわけですが、私もやはり会長という立場でもありますし、古沢さんを議会にお願いして、そしてまた農業委員会と議会の疎通を図っていただきたいという思いで応援してきたわけですが、残念な思いもいたします。今日、こうして古沢さんが今、自分の気持ちをお話しいただいたわけですが、何かほかに、これから採決しようと思いますが、ご意見ありましたら、お願いしたいと思います。

青木さん、お願いします。

青木農業委員

私も中川さんの意見に同感する部分、いろいろな思いもいたしますけど、ここはひとつ、ご本人の意向を最大限に尊重して、農業委員という立場を忘れていただいて、議員生活、議員のほうにしっかりと傾注していただいて、頑張っていたきたいと思います。もうそれに尽きると思いますので、私としては、お疲れさまという言葉で終わりにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長

ほかにどうですかね。ご意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようです。

採決に入る前に、古沢委員には農業委員会法で規定する議事参与制限に係る事項となりますので、会場から退席をお願いいたします。

(古沢農業委員 退席)

議 長

それでは、採決を行います。

農業委員を対象にいたしますが、議案第196号について、同意することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[出席委員の過半が挙手]

議長 ありがとうございます。
一部不同意というふうな人もいたわけではありますが、12人の賛成をいただきました。
本件は同意をするということに決しました。
それでは、退席をしております古沢委員の入室を許可いたします。

(古沢農業委員 入室)

議長 ただいま辞任に対しまして委員の皆様の同意が得られました。
辞任するには、先ほど事務局から説明があったとおり、市長同意の手続がまだ残っておりますが、ここで古沢委員から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

古沢農業委員 大変、皆様にはご迷惑をおかけする中で、私の勝手な考えを認めていただきまして、ありがとうございます。これまで農業委員会では様々な貴重な経験をさせていただきました。今後、議会活動においてはその経験を活かしまして、農業者また農業委員会の味方になれるように一生懸命努力してまいります。どうもありがとうございました。

議長 ありがとうございます。
古沢委員におかれましては、平成24年8月から松本市農業委員会の委員としてご尽力をいただきました。特に、平成27年8月から約4年間にわたりまして、会長代理の要職を務めていただきました。また、全国農業新聞の普及推進におきましては、常に中心的な存在として大変ご活躍をいただきました。これまでの大きな功績に対しまして、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。
古沢委員は、本日これで退席となります。どうもありがとうございました。

古沢農業委員 皆様、本日は本当にありがとうございました。(拍手)

(古沢農業委員 退席)

議長 それでは、改めまして、本冊資料の農地に関する事項から議事を進めてまいります。
初めに、議案第173号及び議案第176号 農用地利用集積計画の決定の件、関連いたしまして、農地中間管理権の設定に係る議案第178号 農用地利用配分計画案の承認について、一括上程をいたします。
最初に、議案を掲載されております新規就農者について事務局からの説明をし、その後、農政課から議案内容について説明をしていただきます。
それでは、事務局からお願いいたします。
青柳主任。

青柳主任

お世話になります。農業委員会事務局の青柳です。

今月の議案にのっております新規就農者につきまして、私から説明させていただきます。

では、議案の24ページを御覧ください。

今月の新規就農者の方は1名いらっしゃいますので、説明させていただきます。

お名前ですけれども、〇〇〇〇様になります。ご住所は寿で、権利設定の農地につきましては中山地区の農地になります。借りる農地の筆と面積ですけれども、3筆、2,197平米を予定しております。また、就農の目的につきましては出荷等を行う農業で、栽培予定品目につきましては、白ネギとパセリを予定しております。

こちらの方ですけれども、出荷先につきましてはJA、出荷量は白ネギを8万500キログラム、それからパセリを1,500キログラムということでお話をちょうだいしてございます。また、白ネギ250万円、パセリ160万円の販売額を見込んでおります。

なお、こちらの方の農業経験ですけれども、中山地区で白ネギとパセリの栽培をそれぞれ3年ほど経験された上での就農ということでお話を伺っております。

そのほかの情報としまして、ご自宅からの通作距離は3キロ、車での移動ということで頂いております。また、草刈り機等、農業に必要な機材については保有をしているとのことですので、お願いいたします。

加えて、今後規模拡大を希望されておりますので、もし近くのところできういった野菜栽培等の可能な畑がありましたら、ぜひご紹介をいただければと存じます。

議案につきましては、2ページの29番と30番、こちらが今回の新規就農者に関するものとなりますので、お願いいたします。

今回の新規就農届には中山地区の小林会長、それから寿地区の河西農業委員からそれぞれ署名をちょうだいしておりますので、よろしくお願いいたします。

新規就農者の説明につきましては以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま新規就農者の説明に対しまして、地元委員からの補足として私から説明いたします。〇〇さんの3年間の栽培経験は、〇〇さんという大規模にネギやパセリを栽培している方の下で積んだものになります。今後、独立して営農していくとのことですが、〇〇さんの推薦もあり、安心していいのではないかと考え、同意をいたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、農政課からの議案の説明をお願いいたします。

宇治主事、お願いします。

宇治（農政課）

大変お世話になっております。農政課の宇治でございます。今後全ての議案について着座にて説明させていただきます。

今回特記事項はございませんので、議案の説明に入ります。

議案1ページを御覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第173号になります。

合計欄のみ読み上げますので、16ページを御覧ください。

合計、一般、筆数207筆、貸付け121人、借入れ51人、面積32万3,529平米。

円滑化事業分、筆数159筆、貸付け89人、借入れ60人、面積25万9,414平米。

利用権の移転、筆数27筆、貸付け12人、借入れ6人、面積3万2,417平米。

所有権の移転、筆数11筆、貸付け5人、借入れ1人、面積1万3,995平米。

第18条2項6号関係、筆数7筆、貸付け6人、借入れ4人、面積2万1,973平米。

農地中間管理権の設定、筆数110筆、貸付け64人、借入れ1人、面積18万3,294平米。

合計、筆数521筆、貸付け297人、借入れ123人、面積83万4,622平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数293筆、面積46万4,566平米、集積率は72.89%になります。

議案第173号は以上となります。

続きまして、18ページを御覧ください。

議案第176号になります。

合計欄のみ読み上げます。

筆数、5筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,705平米になります。

議案第176号は以上となります。

続きまして、19ページを御覧ください。

5－（1）－イ、農用地利用配分計画案の承認の件、議案第178号になります。

合計欄のみ読み上げますので、23ページを御覧ください。

合計、筆数112筆、貸付け1人、借入れ40人、面積18万8,044平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数101筆、面積17万7,459平米、集積率は94.37%になります。

議案第178号は以上となります。

議長

ただいま議案第173号、176号、178号について説明がございましたが、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

集約をいたします。

議案第173号、176号、178号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、議案第174号 農用地利用集積計画の決定の件を上程いたしますが、本件は私が役員を務めている法人の案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、私は議事に参与することはできません。退室させていただき、議事の進行を会長代理をお願いいたします。お願いいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理

それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めてまいります。

議案について、農政課から説明をお願いいたします。

宇治主事。

宇治（農政課）

続きまして、議案17ページを御覧ください。

議案第174号になります。

合計欄のみ読み上げます。

合計、筆数5筆、貸付け3人、借入れ1人、面積5,996平米。

今回の認定農業者への集積率は100%となります。

議案第174号は以上となります。

田中会長代理

ありがとうございました。

ただいまの説明について、皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第174号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
 それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

（小林農業委員 入室）

田中会長代理 議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を小林会長に
交代いたしまして、議事の進行を引き続きお願いいたします。

議 長 それでは、議案第175号 農用地利用集積計画の決定の件について上程
をいたしますが、本件は委員に関わる案件になりますので、農業委員会法
第31条の規定によりまして、橋本委員には退席をお願いいたします。

（橋本農業委員 退席）

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 引き続き17ページを御覧ください。
議案第175号になります。
合計欄のみ読み上げます。
利用権移転関係、筆数4筆、貸付け4人、借入れ2人、面積2,909平
米。
第18条2項6号関係、筆数5筆、貸付け3人、借入れ1人、面積3,9
21平米。
合計、筆数9筆、貸付け7人、借入れ3人、面積6,830平米。
集積率は、それぞれ利用権移転関係が80.44%、利用権設定18条2
項6号関係が100%となります。
議案第175号は以上となります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発
言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第175号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の
皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております橋本委員の入室を許可いたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 それでは、続きまして議案第177号 農用地利用集積計画の決定の件について上程をいたしますが、本件も委員に関わる案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、三村委員には退室をお願いいたします。

(三村農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 続きまして、議案18ページを御覧ください。
議案第177号になります。
合計欄のみ読み上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,045平米。
議案第177号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約いたします。
議案第177号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室しております三村委員の入室を許可いたします。

(三村農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第179号から181号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、3件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

柳澤農業委員

この畑という地目になっていますが、実際は田んぼで使っていた土地で、高齢で、なおかつ子供さんがいらっしゃらない方の土地という内容で、私も近所だもので、今後どうなるかなと心配はしていた土地です。

幸いこの〇〇〇〇さん、現状スイカとか水稻等専業でやっておられる方で、すぐ隣の田んぼということで、面積が御覧のように非常に小さい田で、ほかの方ではなかなか耕作していただけないような内容の土地ですが、購入していただくということで、荒廃地の対策になるんじゃないかと見てまいりました。お願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、181、里山辺であります。中川委員さん、お願いします。

中川農業委員

ご報告します。

まず、この〇〇さんと〇〇さんなんですが、私も同じ町会でして、いろいろところで日頃親しくさせていただいている方々です。

ここで地番が4つに分かれていますけれども、この小さいほうの2つは、ここに行くまでの通路みたいところで、非常に中途半端なところで、ここは畑と書いていますけれども、現況としては通路というか、そういう感じのところ。あとの2つの広いほうが、これ、畑なんですが、実際この〇〇さんのほうは農業を縮小したいという意向もありまして、ご近所の〇〇さん、この〇〇さんのご自宅のすぐ西側に当たる、裏庭みたいな感じのところになっています。家庭菜園中心ですが、畑をやりたいということで、むしろ望ましいというか、そういった案件ではないかと私、判断しています。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、この3案件につきまして、全体を通して質問、意見ありましたら、お願いをしたいと思います。推進委員さんも含めてお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようです。

農地法第3条の規定による案件、3件について、一括して集約をいたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第179から181号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可するということを決定をいたします。

続きまして、第182号及び183号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、農地法第4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

議案第182号、島立〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、64平米を島立にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅敷地の拡張として転用するものです。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第183号、内田〇〇〇〇-〇、現況地目、宅地、21平米を内田にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅敷地の拡張として転用するものです。この申請地ですが、既に宅地となっておりまして、農地とは認識せずに使用していたものです。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、また、てんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

以上、これら2件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いいたします。

議 長

初めに、182号の議案ではありますが、島立でありますので、地元委員の濱委員さんの意見をお願いいたします。

濱農業委員

一番最初の写真のところ、農業用倉庫が建っていますが、農地の終わったところから右側というところで、この写真の切れている方角に、〇〇〇〇からの道の拡張で、今、道路、前あった道路よりも大分広く両方に開けているところで、宅地がつぶれちゃって、物置も建てなきゃいけないというような状況の中でございます。

場所は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇というところになります。これは公共事業絡みで、もうどうしようもないことでございますので、妥当なのかなというふうに考えます。

以上です。

議 長

続きまして、現地調査をしていただきました委員の意見をお願いいたします。

塩原委員、お願いします。

塩原農業委員

濱さんの言ったとおりで、道路改良に関わることなので、仕方ないと思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第182号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、183号、内田であります。丸山委員さん、お願いします。

丸山農業委員 183号ですが、〇〇さんの住居になっています。それで、この住居につきましては、平成8年に増築をした部分であって、農地にまたがっている部分というのが、正確に確認しないまま施工してしまったものだという事です。

それで、本来ならば取壊ししなければいけませんけれども、百瀬さんは71歳ということで、高齢なものですから、このまま正式に申請をし、許可を願いたいということですので、よろしくお願いします。

議長 現地調査をしていただきました塩原さん、お願いします。

塩原農業委員 その増築した分が農地にかかっていたということなので、いいとは言いませんが、やむを得ないと思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様で本件についてご意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第183号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、184号から190号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、7件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、ご説明いたします。

議案第184号、島立○○○○-○、現況地目、畑、71平米に大町にお住まいの○○○○○さんが息子さんの自宅への通路として新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第185号、新村○○○-○、現況地目、畑、外2筆、合計1,459平米に松本土建株式会社が工事用車両駐車場及び仮設事務所として一時転用をする計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可となりますので、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第186号、新村○○○-○、現況地目、畑、399平米に安曇野市にお住まいの○○○○○さん、○○さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可となりますので、許可相当と判断しました。

議案第187号、今井○○○○-○、現況地目、田、1,032平米に塩尻市にお住まいの○○○さんが○○○○○○○○○○を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可となりますので、許可相当と判断しました。

議案第188号、寿豊丘○○○-○、現況地目、畑、296平米に寿中にお住まいの○○○○さんが農家分家住宅を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可となりますので、許可相当と判断しました。

続きまして、28ページをお願いします。

議案第189号、中山○○○○-○、現況地目、畑、1,484平米のうち108.49平米に新宿区の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○が携帯電話基地局建設工事仮設用地として一時転用する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、一時的な利用に供するもののため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

最後になります。議案第190号、波田○○○○-○、現況地目、畑外1筆、合計243平米に波田にお住まいの○○○○さんが敷地を拡張して駐車場を新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。なお、この土地につきましては、令和2年1月24日付で農振除外済みとなっております。

以上7件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくご説明いたします。

議長 それでは、審議を始めます。
議案第184号について、地元委員の意見をお願いいたします。濱委員、
お願いします。

濱農業委員 先ほどの〇〇さんの宅地拡張の隣の隣、南側へ行ったところになりますが、
〇〇さんの奥のうちの〇〇さんという方が、この建物が白く囲った枠の隣の
右側ところに、ちょっと棒のようなもので柵をしてあるところがあるん
ですけれども、これが本来の〇〇さんの進入路だったわけですから、
〇〇さんの拡張に伴って、これの代替ということで、ここへ進入路
設置いたします。先ほどと同様で、やむを得ないかなというふうに思いま
した。

議長 現地確認をしていただきました塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 これもさっきの道路改良に伴ったものですので、やむを得ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件についてご意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見はないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第184号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の
皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、185号、新村であります。柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 写真2ページの下の方がこの場所になります。〇〇〇〇〇〇〇の事務所
の建て替えといいますか、それに関する工事用の車両の出入り等、仮設の
一時転用という内容であります。写真の左側に建物、2階建てが見えま
すが、これが〇〇〇の事務所です。正面ちょっと右側が〇〇〇の交差点、
〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の〇〇〇〇になります。という感じの場所になりま
す。

一時転用ですので、別に問題ないかと思いますが、それに計画見ますと、
大きな車が出入りするようになりますので、原状復帰だけはしっかりやっ
ていただければと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 改築工事の仮設用地、一時転用ということで、問題ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
集約いたします。
議案第185号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きましての186号も新村であります。柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 3ページの上のほうの写真が現場になります。場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇のすぐ南側というような位置になります。この現状の写真の周りが、もう三方宅地に囲まれています。手前側は道路があるわけという位置関係になっています。面積も399平米という非常に小さな田んぼで、周りが宅地ということで囲まれておまして、農地として生かしていくというには、なかなか難しいような感じになっておりますので、やむを得ないのではないかと見てまいりました。

議長 現地確認をしていただきました塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 住宅に囲まれた土地なので、問題ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第186号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、187号、今井でありますので、田中代理、お願いします。

田中農業委員 今井の中、〇〇〇〇へ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が走っております。〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇、続いて〇〇〇、しばらく行くと、左側に〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があります。その〇〇〇のことです。この新築と書いて
ありますけれども、今の店舗を壊して、今回お願いしているところの後ろ
へ造って、前を駐車場にしたいということでもあります。

その内容につきましては、第3種農地で白地、しかも〇〇さんはハンディー
を持っておられる方で、こちらに住んでいらっしゃいます。ほかの農地
に影響はないというふうに判断をして、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。
現地確認をいたしました塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 〇〇〇〇の北側の土地なんで、問題ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様でこの件に対しまして質問、意見ありましたら、お願い
します。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第187号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の
皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、188号、寿豊丘でありますので、河西委員さん、お願いし
ます。

河西農業委員 場所は、〇〇の交差点より南東に数十メートル入った住宅地の隣のブドウ
畑の一角となっています。農業後継者の農家分家ということ、あと計画書
ですね。計画書が妥当で、計画の実現性が見込まれること、あと第3種農
地であること等踏まえまして、妥当な案件だと感じました。

議長 現地確認をしていただきました塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 これもブドウ園あるわけですが、横はもう住宅なので、問題ないと思いま

りまして、3人で見てまいりましたので、別段問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 現地確認をしていただきました塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 この建物が〇〇〇〇さんで、その駐車場ということで、問題ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第190号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。
続きまして、191号 相続税の納税猶予の適格者証明承認の件、1件についてを上程をいたします。
大島事務員。

大島事務員 それでは、総会資料29ページを御覧ください。
相続税の納税猶予の適格者証明承認の件について説明いたします。
議案第191号、岡田下岡田にお住まいの〇〇〇〇さんが蟻ヶ崎〇〇〇〇、4,426平米外11筆、合計面積1万3,053平米について、相続税納税猶予の適格者の承認を受けるものです。
以上1件になります。よろしくをお願いします。

議長 議案第191号について、地元委員の意見をお願いいたします。
中條委員、お願いします。

中條農業委員 〇〇〇〇さんですが、お父さん、昨年7月に亡くなりました。15年前にお父さんが病気で倒れて、寝たきりということで、〇〇さんが会社に勤めながら農業をやっていたということです。現在は、昨年会社を退職、定年となりまして、今、本格的に農業に従事しております。
2月23日に現地確認を行いました。場所は、蟻ヶ崎地籍と岡田地籍ということで、蟻ヶ崎地籍は青木委員さんの場所なんです、岡田ということ

で、私が全部現地確認をさせていただきました。

まず、蟻ヶ崎地籍ですけれども、8筆ありまして、〇〇〇〇番が1つの畑で、今、リンゴを耕作しています。あと、〇〇〇〇から〇〇〇〇、あと〇〇〇〇、〇〇〇〇が1枚の畑になっていまして、リンゴとカキとブドウが今、耕作されています。あと、〇〇〇〇と〇〇〇〇ですが、聴くところによると、前貸してあって、大分荒れてしまっていたんですが、定年になってから全部農地整備しまして、今は現状、大変きれいになっていました。これから、場所が傾斜地で、リンゴというわけにいかないということで、梅を作りたいということで聴いてまいりました。

あと、岡田地籍ですが、〇〇〇が圃場整備した田んぼで、田んぼを耕作しております。あとの残りの3筆が1枚の畑になっていまして、今まではリンゴを作っていたんですが、今、現状は畑で、今、タマネギとかホウレンソウが植えてあって、また野菜を、自家用ですけれども、耕作するというのを聴いてきました。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんで本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見はないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第191号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、192号から195号 引き続き農業経営を行っている旨の証明承認の件、4件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
大島事務員。

大島事務員 それでは、総会資料30ページを御覧ください。
初めに、訂正をお願いいたします。
議案第192号の〇〇〇〇さんのお名前なんですけれども、お名前の漢字が〇〇〇の〇になっているところですが、正しくは〇〇の〇になりますので、訂正をお願いいたします。申し訳ございません。
訂正は以上になります。
では、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について説明い

たします。

議案第192号、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが島内〇〇〇〇、811平米外4筆、合計2,920.96平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第193号、和田にお住まいの〇〇〇〇さんが和田〇〇〇〇、1,241平米外4筆、合計3,477平米について承認を受けるものです。

続きまして、31ページを御覧ください。

議案第194号、平田西1丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが平田西1丁目〇〇〇-〇、362平米外3筆、合計3,530平米について承認を受けるものです。また、平田西1丁目〇〇,2,354平米につきましては、特定貸付けを行っております。

続きまして、32ページを御覧ください。

議案第195号、岡田町にお住まいの〇〇〇〇さんが岡田町〇〇-〇、1,779平米外6筆、合計5,326平米について承認を受けるものです。また、岡田町〇〇-〇外3筆、合計4,840平米につきましては、特定貸付けを行っております。

以上4件になります。よろしく申し上げます。

議長 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件であります。議案192、これは島内です。河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 192号、島内の〇〇さんのことですが、農地の場所は、ちょうど〇〇と〇〇の境目と申しますか、〇〇〇〇がある〇〇の近くになります。それで、この中で〇〇〇〇、〇〇〇〇、この二筆は〇〇と〇〇〇〇の間と申しますか、そのすぐ北側でございます、残りの三筆について、〇〇〇〇から北側の集落内にあり、それぞれ田んぼとして耕作をしております、全て問題ないと思っております。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
集約をいたします。
議案第192号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、193号、和田であります、本日委員さん欠席でございますので、上條推進委員さん、お願いします。

上條推進委員 私、ちょっと何も聞いてないんですが、預かってきた書類があったので、その中に入っているかもしれません。

議 長 はい。

川村局長補佐 すみません。今、その書類がですね、大変申し訳ございません。事務局のほうに行っているようですので、本件に関しまして、ちょっと保留していただきまして、私、これから取りに行ってまいりますので、少しお時間頂ければと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 お願いします。

それでは、続きまして194号でございますが、平田であります。窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 まず区域内の農地なんですけれども、場所は〇〇〇〇〇から300メートルぐらい行ったところ〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇というのがありまして、そこに大きな〇〇〇があるんですけれども、その西側になる場所でありまして、それぞれ農地として管理されています。

また、特定貸付の関係でありますけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側になる場所でありまして、農地として管理されているため、特に問題ないと思ひます。

以上であります。

議 長 ほかの委員の皆様でただいまの議案について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見はないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第194号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手を願ひいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続いて、195号であります、岡田であります。中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 先ほどと一緒の2月23日に現地確認しました。田んぼは、特定貸付けということで、圃場整備されたところで、田んぼを耕作しております。
あと、残りの畑ですが、〇〇〇〇と〇〇〇〇は1枚の畑になっていまして、そこも野菜、自家用の野菜を作っております。あと、残った〇〇〇〇も自家用の野菜ということで、現状は耕運されてきれいに整備されていますので、過日確認してきました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第195号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
193号については、また後でといたしまして、続きまして農地に関する事項、報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからカについて一括説明をお願いいたします。
大島事務員。

大島事務員 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
初めに、33ページ、現況証明の交付状況の件、1件、続きまして34ページから36ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、20件、続きまして37ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、1件、続きまして38ページ、39ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、17件、続きまして40ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、続きまして41ページから43ページ、農地法第5条の規定による届出の件、12件。
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

- 議長 意見がないようです。
これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。
- 農地に関する事項は、1つの案件を除いて終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。
- 再開は3時10分をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(休憩)

- 議長 それでは、すみません。総会を再開いたします。
先に、先ほどありました議案の193についてお願いいたします。

- 川村局長補佐 大変申し訳ございませんでした。
議案193号についてご説明させていただきます。
長谷川委員さんのほうと連絡取りまして、現地のほうを確認していただいたということです。麦と水稻中心の作付となっております、問題ないというように今、お聴きしたところでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

- 議長 意見がないようです。
議案第193号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

- 議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。
初めに、協議事項、人・農地プランの実質化の推進についてを議題といたします。
農政課及び事務局からの説明をお願いいたします。
初めに、東山係長、お願いします。

- 東山（農政課） 農政課担い手担当の東山と申します。

着座にて説明をさせていただきます。

44ページを御覧ください。

人・農地プランの実質化の推進について協議をお願いいたします。

力強い農業構造を実現し、担い手の育成・確保と農地の集積・集約化を加速させるため、本年度から取組が始まった人・農地プランの実質化を推進することに関して、制度の概要、取組の進捗及び今後農業委員会が取り組まなければならない事項について協議するものでございます。

経過ですが、平成24年に国の方針に従い、本市では市内19地区において人・農地プランを策定しました。

平成25年には、国が農林水産業・地域の活力創造プランを発表し、10年後の2023年には農地の8割を担い手利用とする生産構造を掲げております。

令和元年にその活力創造プランの進捗鈍化に伴いまして、国が人・農地プランを実質化することを新たに求め、農業委員会組織の力を必要とし、農地中間管理事業法を改正し、その役割を明記しております。

人・農地プランについて、改めて説明しますと、地域の農業者の話合いに基づき、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化したもので、具体的には、近い将来の農地の出し手と受け手となる中心経営体の名簿をリスト化した書類となっております。

人・農地プラン実質化の背景とメリットですが、農業従事者の減少と高齢化が進む中、いかに効率的に中心経営体や未来の担い手に農地利用を引き継いでいくかが問題とされる中で、将来予測に基づき、農地管理を可視化させることで、担い手への円滑な農地利用の継承と遊休農地の発生予防につながるものと考えられております。

人・農地プランの実質化に当たり、45ページのほうを御覧いただきたいんですが、国では3要件を満たすことが必要とされております。

3要件といたしますのは、アンケートの実施、現況把握、将来方針を作成することでありまして、対象地区の相当部分について、概ね5年から10年の農地利用に関するアンケート調査を行い、そのアンケートを基に、農業者の年齢階層や後継者の確保状況が分かる地図を作成し、その地図をツールとした地域の徹底した話合いにより、5年から10年後に農地利用を伴う中心経営体に関する方針を定めることが必要で、令和2年度を目標に、市によるプランの公表をもって達成判断がされることとなります。

次に、市及び農業委員会事務局の対応ですが、まず国の一定基準から既に人・農地プランが実質化されるとみなされる地区の確認をしております。これは、中心経営体への農地集積率が50%を超える次の6地区は、既に実質化が達成されていると判断しております。

詳細につきましては、48ページに一覧にしてございますが、こちらのほうは、既に松本市のホームページ等で公表をさせていただいております。

それから、また実質化をする取組としては、既にアンケート調査を実施中でありまして、現在、再生協議会が進める水田営農計画書にアンケートを同封、回収する方法で調査を進めているところです。

なお、アンケートについては、既に実質化されている6地区についても、状況を把握することが必要と考え、併せて実施させていただいております。スケジュールにつきましては、47ページの別紙1にお示ししたとおりでございます。

以降、農業委員会の対応について、板花補佐からご説明をさせていただきます。

板花局長補佐

引き続きまして、農業委員会の対応についてご説明いたします。

(3) ですが、アンケートの結果に基づく地図化、いわゆる見える化でございますが、事務局、全19プランにつきまして、今年の夏頃をめどに地図化をする予定で動いております。

もちろんアンケート、その結果を取りまとめて、データを整理しまして、それでシステムに入力するなりというふうな処理が必要になりますけれども、国が求める地図化項目が2つありまして、農業者の年齢別の構成、それから農業後継者の確保の状況というふうなものを見る化することと、19枚の地図をそれぞれ作るというふうなことを考えております。

それで、7番です。農業委員会としての対応の案でございます。

(1) 人・農地プランの実質化が済んでいない13地区におきましては、実質化の達成に向けまして、本年秋以降、地区農業再生協議会等の組織を主体に、事務局が作成しました地図を活用するなどしまして、目指すべき農業の姿を具体化させて、地区で話し合いを行って、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成する必要があるということでございます。先ほど人・農地プラン実質化の3要件の中の一最後のところ、将来方針の作成ということになります。

続きまして、次のページ、(2) としまして、もし担い手が不足しているというふうな地区におきましては、以下の方針(例)を示すことが重要になります。担い手がいなければ、集落営農組織を立ち上げる。あるいは、集落外から新規参入者を連れてくる。また、農地中間管理機構に相談したり、場合によっては、基盤整備を検討して、農地の耕作条件を改善して、新たな担い手を確保するというふうなことも必要になってまいります。

また、(3) 既に人・農地プランの実質化が終わっている6地区におきましても、地域農業全体のマネジメント、それからさらに農地の利用の最適化を進めるため、地区内でのたゆまない話し合いが必要になってきます。

(4) としまして、このため、農業委員及び推進委員は、JA組織などの協力を得まして、地区における話し合いを主導して、人・農地プランの実質化の達成とともに、現場実務においては、農地の貸借の調整を積極的に担うということで、農地利用の最適化の実現に向けて、主体的な役割を果たすよう行動するものといたします。

こちら辺、具体的な目標設定は、4月の総会で新年度の目標というような形で、また協議、決定を考えておりますけれども、委員さんに過度な負担にならないように、無理な目標設定はしないというような考えの下、できることからまず始めていただくというふうな基本方針を考えております。

8番目、その他として、実質化、実質化と盛んに言っておりますが、これは国の支援措置が以下のとおりとなっていて、実質化が行われないと、例えば優先採択にならないとか、加算措置が受けられないとかというふうな、いろいろと農業者に不都合、不利益な面が出てまいります。そういったことも含めまして、実質化はやはり進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上、実質化の推進に関する方針について協議をお願いいたします。

議長

ただいま農政課及び事務局からそれぞれ説明をいただきましたが、これより質疑を行います。

推進委員の皆様を含めまして、発言のある委員の皆様には挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

集約を行います。

全委員にお伺いいたしますが、本件についてご承認いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成ということで、本件は承認されました。

委員各位におかれましては、それぞれの地区において、できることから具体的な行動を起していただくようお願いをいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項ア、令和元年度家族経営協定締結状況についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いします。

羽入田主任、お願いします。

羽入田（農政課）

農政課担い手担、羽入田です。

本年度の家族経営協定の締結状況について報告させていただきます。

着座にて失礼いたします。

令和元年度家族経営協定締結者は、すみません、資料49ページになります。

2の表にあるとおり、7組締結となりました。うち新規締結者は6組、再締結は1組でした。

それにより、松本市の家族経営協定締結数は229組となっており、現在、新規で1件相談を受けているため、3月末には230組となる見通しです。

また、合同調印式を2月3日月曜日に開催し、2組のご家族と小林農業委

員会長、普及センター吉沢次長、地区農業委員の皆様にご出席いただきました。ご協力いただき、ありがとうございます。

最後に、今後の推進についてですが、引き続き後継者がいるご家族、配偶者が就農したご家族などを対象に推進をお願いいたします。希望者が出た場合は、農政課の羽入田までお願いいたします。

併せて、農業委員の皆様の締結も積極的にご検討いただければと思いますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。

これに対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

どうか今後とも家族経営協定の推進に向けて、委員の皆様の変わらぬ協力をお願いいたします。

次に、報告事項イ、令和元年度農地所有適格法人の要件等確認結果について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

青柳主任。

青柳主任

それでは、令和元年度の農地所有適格法人の要件確認につきまして、事務局で確認したものを報告させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議案についてですけれども、51ページから55ページにかけて該当資料となりますので、確認していただければと思います。

では、要件確認の前に、まず要旨から説明をさせていただきます。松本市で実際に営農されている農地所有適格法人から提出していただいた年次報告について、内容を確認させていただき、農地所有適格法人の要件に引き続き適合しているかどうかを確認させていただきました。そもそも要件が何かということを確認できればと思いますので、52ページをご覧ください。

そちらは農地所有適格法人の要件の一覧となっているものになります。

一通り説明させていただきますが、主に4つの要件となっておりますので、お願いいたします。

まず1つ目、法人形態要件となります。簡単に言いますと、そちらのアの(ア)から(オ)にあります株式会社や合名会社、農事組合法人といった形態を取っている会社かどうか、ということが1つ目の要件となります。

2つ目、事業要件になります。こちらにつきましては、直近3か年の法人全体の売上げの過半が農業及び農業の関連事業であるかどうかという判定となります。下に米印で関連事業と書いてありますが、こういった事業を行ってれば、農業関連事業ということで、その売上げに関して計上できる対象となります。

なお、農畜産物の製造・加工と書いてありますが、こちらは自社で作った農産物を原材料にしている場合は関連事業となりますけれども、全部の原材料を農家から買い取って製造・加工等した場合は関連事業となりません。このように羅列してある事業であっても、内容によっては関連事業とならない場合もございますので、ご承知おきいただければと存じます。

それから、3つ目、構成員要件になります。こちらは、ウとエが該当することになりますけれども、議決権を持っている方のうち、ウの(ア)から(カ)に該当する方が議決権の2分の1を超えるかどうかを判定する形となります。

なお、議決権の2分の1超となっておりますので、株式会社で、100株のうち80株持っている方が1人、10株持っている方が2人いたとして、農業に携わっているのは80株の方のみ、というケースだった場合、人数としては半分以下になりますが、議決権は80株で2分の1を超過し、要件に適合するといったこともございます。こちらもご承知おきいただければと存じます。

最後の要件として、業務執行役員の要件になります。法人の取締役、理事に該当する方の過半数が、議決権保有かつ農業に150日以上従事しているかどうかを判定します。加えて、その役員の中で最低1人は農地で作業を60日以上やっている必要もございますので、お願いいたします。

まとめますと、法人はどんな形態の会社か、事業で過半の売上高が農業等で構成されているか、議決権を持っている構成員の方の過半が農業関係者か、業務執行役員の過半が農業に従事していて、かつ議決権を持っているか。これらを報告書で判定させていただきましたので、お願いいたします。

続けて53ページには、農地法に関連する条文を抜粋してございます。こちらにつきましては、報告の義務、要件に該当しなかった場合はどうするのか、ということが書いてございます。参考にいただければ幸いです。では、報告に戻ります。

再度51ページをご確認いただければと存じます。

2番、確認対象法人になります。今回、対象となった法人は令和元年9月26日時点において要件適合していた49法人のうち、48法人となります。具体的には、54ページから55ページの一覧表のとおりとなりますので、お願いいたします。そのうち、9月26日時点で年次報告が提出されていなかった法人に対して、同日に文書で報告書提出の依頼をかけ、それぞれ年次報告をいただいた形となります。なお、補足として、対象外とした1法人は、令和元年6月に農業委員会において要件確認を行った、神林の〇〇になります。

では、確認結果になりますが、51ページ、54ページ、55ページをご

確認ください。報告書から、48法人のうち44法人につきましては、全て要件が適合していることが認められました。こちらにつきましては、一覧表の要件適否欄に丸がついている法人になります。

次に、要件適合しなかった4法人について、それぞれお話をさせていただきます。51ページの3の(2)、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○につきましては、役員要件の適合が認められませんでした。具体的には、役員の中の議決権を持ち、農業に携わっている方が半分以下でしたが、平成31年4月の株主総会におきまして役員に株式の譲渡が行われ、議決権が付与されました。その結果、役員要件を満たす形に是正されましたので、次年度以降の報告におきましては、要件適合となると見込まれます。

続けて、(3)○○○○○○○○○○○○○○○○○○○につきましても、役員要件の適合が認められませんでした。こちらにつきましては、平成30年11月9日の株主総会で役員のうち2名が退任をされ、結果、法人の役員は農業に従事し、かつ議決権を持っている方のみとなりました。このため、要件適合するように是正がされましたので、次年度以降は要件適合として報告が上がる見込みとなります。

それから、(4)番、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○になります。こちらは、個人から法人への農地の権利移転が完了しておらず、代表取締役の方が農業をしており、法人の農業売上がない状態が続いていました。この件については、令和元年度5月の利用集積計画におきまして、法人へ権利移転が行われて是正されました。来年度以降は法人の売上要件を満たした状態で報告が上がる見込みとなります。

最後に、(5)についてです。1法人のみ報告書未提出という扱いとなっております。こちらは、報告書は提出されておりますが、添付資料が一部欠落しております。そちらの提出依頼をかけている最中となります。提出があり次第、要件確認をさせていただきますので、ご承知おきをいただければと存じます。

長くなりましたが、本年度の農地所有適格法人の要件の確認につきましては、以上のおり報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
本件はただいまの説明のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思っております。

次に、報告事項ウ、山林化のうちの非農地判断の結果についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

中野主査。

中野主査

では、私のほうからは山林化農地に関する非農地判断の結果についてご報告させていただきます。

総会の次第の56ページからになります。

要旨といたしまして、今年度の農地の利用状況調査の結果、本年度までの利用状況調査の結果において、既に山林化している農地として、実際に農地として再生が困難と判断された農地について、国の判断基準及び市の事務処理方針に基づき、非農地判断候補地の所有者に対して事前通知を行いました。

その後、所有者から、うちの農地について、山林化しないでくれという同意しない申出があった農地につきましては除外をいたしまして、再精査して、非農地化する筆を確定いたしました。その結果について報告するものとなります。

2、経過といたしまして、こちらは昨年、委員さんのほうにお願いをして実施していただきました利用状況調査が7月から8月に行われまして、昨年11月の定例総会にて非農地判断の実施方針について報告させていただきました。

実際に非農地判断候補地の土地の所有者に対しまして、12月13日付で実施しますよという通知を出させていただきました。申出期限といたしましては、令和2年の1月31日を締切日とさせていただいております。

その結果を受けまして、令和2年2月14日に事務局決裁をいたしまして、非農地判断を行う対象農地を決定いたしました。

3、非農地判断を実施する農地といたしまして、(1)の概要ですけれども、今現在、令和2年の1月末時点でのB判定農地につきましては4,678筆ございまして、面積といたしましては約260ヘクタールとなっております。そのうち、実際に非農地判断を行う農地なんですけれども、こちら、1月31日時点では442筆、30ヘクタールだったんですけれども、ちょっとこの直前になりまして、1筆どうしても農地として残しておいてほしいという問合せがございまして、実際には421筆になります。面積のほうは、四捨五入すると30ヘクタールとなります。

詳細につきましては、58ページに各地区の詳細を掲載させていただいております。

実際にちょっと1筆減ったのが中山地区になります。中山地区、こちらの記載では7万3,047平米となっておりますけれども、実際には7万2,167平米、筆数138、名義人数87になります。

市全体といたしましては、非農地判断地の面積、今現在、30万408となっておりますけれども、1筆減ったことによりまして、29万9,529平米、筆数は421、名義人数267となっております。

筆別詳細につきましては、別冊になります。別冊の①令和元年度非農地判断農地一覧、こちらの1ページから8ページが該当筆となっております。こちらの筆を非農地判断として、農地台帳のほうから外すようになります。

先ほど言いました中山の1筆になりますけれども、こちら、4ページにご

ございます中山の176番の筆を非農地判断から外させていただきました。

56ページのほうに戻りまして、4、非農地判断後の処理といたしまして、運用通知第4各号に規定する以下の事務処理を行います。

(1) 土地所有者(別冊)への通知。こちらは法務局との相談の上、決定通知におきましては、4月の下旬に発送させていただきます。また、市と法務局への通知につきましては、3月に入りまして、各機関のほうに通知させていただきます。

(2) 農地台帳の整備といたしまして、こちらは参考資料といたしまして、59ページ、60ページのほうに「農地法の運用について」の制定についてというものの抜粋を記載させていただいております。こちらの中で、非農地判断を行った農地につきましては、農家台帳から外す、順次外していくということがうたわれておりますので、そのように行ってまいります。

57ページ、5、来年度以降の非農地判断手続といたしまして、1つ目、非農地判断につきましては、毎年行う利用状況調査の結果を踏まえて、毎年行ってまいります。

2つ目といたしまして、非農地判断に関わる市独自の事務処理方針につきましては、毎年農林部と十分な打合わせを行った上、変更点がある場合、もしくは変更点がない場合につきましても、調整を行ってまいります。

3つ目といたしまして、今回の非農地判断に関して、土地所有者の方から非農地判断をしないでくれと言われた農地につきましては、令和2年度の利用状況調査の対象筆に加えまして、今後も農地パトロールのほうで確認してまいります。

6といたしまして、こちら、過去の非農地判断の取組状況となっております。平成23年の4月から非農地判断の決定が行われ、平成31年2月まで行われております。今年度の結果も、来年度以降は、こちらの取組状況に加えてまいります。

7といたしましては、参考法令となっております。こちらのほうは、農地法の中で、農地とはどういうものだという定義を載せさせていただいております。また、利用状況調査につきましては、毎年必ず委員として行わないといけないんだよという根拠を記載させていただいております。

一つ言い忘れてしまいましたが、実際に非農地判断を行った筆につきまして、今年4月末に非農地決定通知のほうを送らせていただくんですけども、実際にどのような通知が出るのかということでございますが、こちら、別冊の9ページから25ページのほうに、実際に各土地所有者に対して送付する通知の内容を載せてありますので、ご承知おきいただければと思います。

また、農業委員さんや推進委員さんのほうに、この関係について問合せ等があれば、委員さんのほうでお答えできることがあれば、お答えしていただければ結構ですし、事務局のほうに問合せをしてほしいということで伝えていただいても構いませんので、お願いいたします。

報告事項といたしましては以上となります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議長 　　ないようです。
本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきを
いただきたいと思います。
次に、報告事項エ、主要会務報告並びに当面の予定についてを上程いたし
ます。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 　　それでは、資料の61ページお願いいたします。
こちらにつきましては、2月の主要会務報告ということになります。御覧
のとおり、様々な催物、会議を開催しております。
会長の挨拶にもありましたとおり、2月19日には松塩筑安曇農業委員会
協議会のほうで元年度農業活性化推進研修会、多数の皆さんご出席いた
だきまして、ありがとうございました。
日本農業のこれからということで、「グローバルワイドな可能性の中で」
というタイトルで、佐々木教授のお話、興味深いお話を聴いたところで
ございます。
62ページに移りまして、来月の予定になります。
最初の1行目、それから2行目、つまり3月6日金曜日の会議、あるいは
意見交換会、こちら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、中
止が決定しております。
あと、3月12日は情報・研修委員会を予定してございます。
それから、3月27日は、3月の総会を予定してございます。
また、4月のほうに様々な予定が続いておりますけれども、市の基準とい
たしまして、不特定多数の皆様が集まる100人以上の会議というのは、
コロナウイルスの関係で中止を検討というような通知が出ておりますが、
農業委員会につきましては、その対象外となっております。ですので、3月
27日は開催の方向でございますが、状況判断等は今後注意深く見ていか
なければならないというふうに考えているところでございます。
日程に関しては以上でございます。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある方の委員の皆様は挙手をお願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議長 　　ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業改良普及センターから情報提供をお願いいたします。

小川（松本農業改良普及センター） お世話になります。

別冊の資料でプレスリリースの資料がございます。しあわせ信州、新型コロナウイルス感染症患者の発生についてという資料からご説明させていただければと思います。

皆様ご承知おきのとおりだと思っておりますけれども、2月25日に長野県のプレスリリースがございました。松本保健所管内で感染者が発生したということで、その後の対象、詳細はこちらに書いてあるとおりなんですけれども、その後、26日には奥さんが陽性、2月27日には濃厚接触者の調査も行ったんですけれども、7名陰性だったというような報道がされております。

1枚めくっていただきまして、2ページなんですけれども、もう相談窓口がそれぞれの保健所で開設しておりまして、松本保健所におきましても、現在、しばらく24時間体制で専用電話で相談をお受けするというような状況になっております。土、日、祝日も併せて実施しますので、万が一の発熱等の情報がございましたら、こちらの番号をご利用いただければと思いますので、よろしくお願いただければと思います。

3ページなんですけれども、こちらのほうは、今までの検査状況が書いてあるんですけれども、また御覧いただければと思います。

それで、今、松本の合庁の職員も、万が一検体が出た場合は、それぞれの職場交代で、長野にございます環境保全研究所のほうに検体を運んで、即刻調査するというのを1日2回継続しているというような状況でございます。

それと、4ページにつきましては、相談件数の状況が、ちょっと字が小さくて恐縮なんですけれども、今までに3,600件ほどあるということで、非常にご心配されている内容かと思うんですけれども、まずは保健所の電話相談をご利用いただければという周知をお願いいただければと思います。

それと、5ページなんですけれども、誠に先ほども開催イベントの中止等のお話もございましたけれども、長野県のほうでも、県主催のイベント、行事の開催基準というものを設けまして、不特定多数の方が大勢いらっしゃるようなイベント、行事は、当面原則延期または中止させていただくというようなことで、当面の期間としましては、2月26日から3月17日までの3週間適用するというふうな状況になっております。

6ページ御覧いただければと思うんですけれども、ちょっとこちらのほうも慌ててまとめております資料で恐縮なんですけれども、松本管内でも、上から4番目から、4、5、6、7番目にかけて、GAPフォーラムですとか、スマート農業情報交換会ですとか、農業試験場のお出かけ試験場等

開催予定だったんですけれども、そちらのほうも当面中止させていただくというようなことをございますので、ご了承いただければと思います。

それと、コロナウイルスの関係は以上なんですけれども、7ページなんですけど、CSF、豚熱の関係なんですけれども、沖縄のほうで発生したというようなプレスリリースが2月25日にございました。おかげさまで松本市管内では、昨年9月3日の陽性以来、結果とすれば、今、陰性の調査で終わっておるんですけれども、まだまだちょっと予断が許せないような状況になっているかと思ひます。

それと、8ページ、9ページの関係につきましては、最新の関東甲信地方の1か月予報を掲載させていただきました。こちらのほうは、2月27日付のものなんですけれども、ちょっと当面気温が高い傾向にありそうだというふうなことで、また凍霜害等の心配もございますので、また予防等にも注意いただければと思ひます。

ちなみに、長野市のほうでは、桜の開花予想が4月1日というふうなことで、例年よりも12日早いような予報も出ておりますので、またご留意いただければと思ひます。

私のほうからは以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項等をお願いいたします。

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

2点、3点ほど確認いたします。

2月19日の農業活性化推進研修会、安曇野のスイス村のほうで行われたんですが、そのときに眼鏡の忘れ物があったということで、ルーペ、黒フレームのルーペですけれども、前のほうのいすのところにあったということで、もし心当たりの方がおられましたら、一言かけていただければと思ひます。

それから、あと農業委員会の活動記録簿、本日出していただけたでしょうか。今開会している議会に最適化交付金が来年度から使えるようにということで、議案を出しております、可決される見込みでございますので、是非それに向けて適切に記録簿を取ってご提出いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それから、本日、ご案内しましたとおり、市の駐車場、大手門の駐車場に駐車された委員におきましては、回数券、おおむね12時半ぐらいに来られている方もいますので、4時間分ということで用意させていただきますので、後ほど事務局のほうにお声がけをお願いいたします。

あと、毎月のお願いでございますが、欠席委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただいて、会議結果もございますので、おつなぎいただきますようお願いいたします。

また、封筒を若干用意しておりますので、必要な方はお声がけください。

あと、農地法の申請書の原本書類は、そのまま机の上に置いて帰っていた

だきますようにお願いいたします。

以上でございます。

議長 　　その他全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
以上で本日の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事運営にご協力をいただきまして、ありがとうございました。
以上をもって議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

16 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 17番 _____

議事録署名人 18番 _____